

コンプライアンス規程

熊本県小学生バレーボール連盟

第1条 目的

この規程は、「日小連コンプライアンス規程」に基づき、熊本県小学生バレーボール連盟（以下県小連）の関係者が順守すべき法令等に関する事項を定めることにより、県小連の社会的な信頼を確保することを目的とする。

* 法令等とは、日本国法令、JVAの定款、JVA諸規定類及び日小連規約、規定類、それに付随する諸規則並びに社会規範、倫理規範等をいう。

第2条 適用範囲

前条に規定する「県小連関係者」とは、以下の者をいう。

(1) 県小連役員

会長、副会長、理事長、常任理事、理事、監事、評議員

(2) JVAの「登録及び登録料に関する規程」に基づいて「日本小学生バレーボール連盟加盟団体及び個人登録規定」に登録した個人又は団体の指導者

(3) 参加選手の保護者

第3条 責務及び順守事項

1 行動規範

日小連関係者は、法令等を順守し、競技規則を守り、常にスポーツパーソン、スポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

なお、過去に県小連管轄外で禁止事項を行った者は、県小連関係者とはなれない。

2 県小連関係者が次に掲げる行為を行うことを禁止する。(違反行為)

(1) 県小連の決定した方針に従わないこと。

(2) 県小連の認めていない競技会、県小連が目指すバレーボールとは異なる目的の競技会に参加すること。また、同様の競技会等を主催すること。

(3) 小学生の健全育成から逸脱した日常練習や練習試合等を行うこと。

(4) 指導に名を借りた体罰、暴力、暴言、わいせつ行為や性的言動、保護者等への個人的な要求、個人的な差別等、人権尊重の精神に反する言動をとること。

(5) 不正な会計処理を行うこと。

- (6) 県小連関係者として著しく品位又は名誉を傷つけること。
- (7) フェアプレーの精神に明らかに違反すること。
- (8) 事業推進のために後援並びに協賛社等から良識を超えた多額の金品の提供を受けること。
- (9) その他、著しくスポーツパーソン精神に反する行為を行うこと。なお、過去に県小連管轄外で禁止事項を行った者は、県小連関係者とはなれない。

第4条 コンプライアンス委員会の設置

本規程の解釈、運用のために、理事会の議決に基づきコンプライアンス委員会を設置する。

2 コンプライアンス委員会の委員の選任及び解任は、理事会が決定する。

第5条 懲戒処分

県小連は、法令等違反行為を行った日小連関係者に対して、下記の処分を行うことができる。下記処分は併科することができる。

- (1) 第2条(1) 「会長、副会長、理事長、常任理事、理事、監事」については、
嚴重注意、譴責、勧告、除名、その他必要に応じた処分
- (2) 第2条(2) 「日小盟に登録した個人又は団体の指導者」については、口頭による嚴重注意、文書による嚴重注意、活動停止、永久追放、チーム解散、その他必要に応じた処分
- (3) 第2条(3) 「参加選手の保護者」については、必要に応じた処分
前項の(1)(2)(3)については、県小連コンプライアンス委員会で事実確認調査を行い、熊本県バレーボール協会倫理委員会で処分を決定する。

第6条 違反行為の措置

- 1 第5条の(2)(3)への本規程違反行為に対する措置は、別紙に定めの方法(手順)によって行う。また、処分については、基本的に都道府県小連が行う。
- 2 県小連関係者の禁止事項行為については、処分段階表(別表)を以って対処する。
- 3 処分を決定するに当たっては、公正を期するために、当事者の弁明の機会を設定する。
- 4 処分の決定通知は、県協会長名・県小連会長名で文書により通知する。
- 5 処分決定に対する不服申し立ては、被処分者が県小連会長宛に当該被処分者が処分の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面で提出しなければならない。不服申し立てを受けたときは、県小連は処分理由の有無及び処分手続きの適否について調査・決定し、その結果を申し立て者に通知する。被処分者は、再度の不服申し立てはできない。
- 6 県小連は、処分を受けた指導者氏名を次の機関に報告する。日本小学生バレー

第7条 処分の種類、内容

県小連コンプライアンス規程第3条に定めた責務及び順守事項に違反行為を行った際に、県小連関係者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

- 1 口頭による嚴重注意 違反行為について口頭で注意を行う。違反行為者の活動をいっさい制限するものではない形で違反行為者の反省を促すとともに再発防止を目的とする。
- 2 文書による嚴重注意 違反行為について文書で注意する。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は、重い処分が科されることを通告する。主として、意図的、継続的な違反行為に対して科す。
- 3 活動停止文書での通知を以って、一定期間役職及び指導者活動を停止する。有期・無期の活動停止になる。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえ実害が生じている違反行為に科す。違反者に対して、日小連の指定する指導者講習会受講証を剥奪する。活動を再開する場合、当該小連指定の研修会の受講を科す。
- 4 永久追放 文書での通知を以って、永年にわたり役職並びに活動を剥奪する。永久に県小連盟に係わる活動に参加できなくなるものであり、復権（再登録や資格の再付与）も認められないもので、県小連が科すことのできる最も重い処分である。行為者は、本連盟に係わる活動にいっさい携わることができない。大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ活動を中止したりした場合など、重大な違反行為に科す。違反者に対して、日小連の指定する指導者講習会受講証を剥奪する。
- 5 チーム解散 文書での通知を以って、チームの解散を課す。県小連順守事項に対して、チーム全体での違反行為が、反省が見られず、再発の可能性がある場合に科す。この処分は、あくまでもチームに課すものであり、所属員（選手）一人一人に科すものではない。
- 6 譴責、違反行為について文書で注意を行う。職務上の義務違反等に対し将来を戒めること。県小連役員に対し科すものであり、役職等に制限を加えるものではない。
- 7 勧告 当事者に対して、公的にある処置をしたほうが良いと公的に文書で告げ勧める。県小連役員に対し勧めるものであり、役職等に制限を加えるものではない。
- 8 除名 文書での通知を以って、永年にわたり役職を剥奪し、県小連より除名する。県小連役員に対し科す処分、永久に県小連に係わる役職に携わることとはできない。復権（役職復帰や資格の再付与）も認められないもので、県小連が科すことの

できる重い処分である。

第8条 処分の報告

県小連で決定した処分の内容については、その都度、当該処分に至った経緯と違反行為の再発防止に向けての対応策が分かる書類（別紙様式）を添えて、日本小学生バレーボール連盟に報告する。

第9条

本規程の実施に関する必要な細則は、コンプライアンス委員長が理事会の承認を得て別に定める。

- 2 本規程は、理事会の議決をもって変更することができる。
- 3 本規程は、令和 2年7月19日から施行する。